「神戸ストークス応援メール定期預金」

大阪協栄信用組合

1. 商品名		神戸ストークス応援メール定期預金					
2. 販売対象		個人の方（原則、組合員限定）					
3. 預入	(1) 預入方法	新たな資金※による一括でのお預入れ ※既に当組合にお預入れの定期預金の満期金または中途解約金（当該資金の現金による払出後の現金お預入含む）によるお預入れはできません。					
	(2) 預入金額（一口座）	100 万円以上 1,000 万円未満			1,000万円		
	(3) 預入単位	100万円単位			1,000 万円のみ		
	(4) 預入期間	1 年、3 年、5年 ※満期日指定方式のお取扱いはできません。					
	(5) 預入限度額（お一人様当たり）	―			スーパー定期1000、メール定期1000と合わせてお一人様当たり5,000 万円までのお預入れとさせて頂きます。		
4. 払戻方法		満期日以降に一括して払戻します（中間利払いのお取扱いはできません）。					
5. 適用金利	預入期間	1年	3年	5年	1年	3年	5年
	適用金利	年 0.65%	年 0.75%	年 0.75%	年 0.85%	年 1.10%	年1. 10%
6. 利息	(2) 利払方法	満期日以降に一括してお支払いします。					
	(3) 計算方式	付利単位1円とし、1 年を 365 日とする日割計算。預入期間 3 年以上は 6 ヵ月毎の複利計算。					
	(4) 税金	利息に対し 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息に対しては、復興特別所得税（0.315%）が付加されますので、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。					
7. 自動継続方式		元利自動継続			元利自動継続または元金自動継続		
8. 満期時の取扱い		満期日に当初預入時と同一期間の「神戸ストークス応援メール定期預金」で自動継続します。 ただし、満期日当日に本商品を発売していない場合は、スーパー定期預金として店頭表示金利で自動継続致します。					
9. 特約事項							
	(1) マル優	マル優のお取扱いはできません。					
	(2) 総合口座	総合口座のお取扱いはできません。					
10. 期限前解約（中途解約）							
	(1) 解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率で預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息（期限前解約利息）から税金を差し引き、元金と合わせてお支払します。					
	(2) 中途解約利率	①契約が 1 年のもの ・実際の預入期間が6カ月未満の場合 …… 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6カ月以上1年未満の場合 … 約定利率×50% ②契約が3年のもの ・実際の預入期間が6カ月未満の場合 …… 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6カ月以上2年未満の場合 … 約定利率×20% ・実際の預入期間が2年以上3年未満の場合 …… 約定利率×50% ③契約が5年のもの ・実際の預入期間が6カ月未満の場合 …… 解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6カ月以上2年未満の場合 … 約定利率×10% ・実際の預入期間が2年以上3年未満の場合 …… 約定利率×20% ・実際の預入期間が3年以上4年未満の場合 …… 約定利率×40% ・実際の預入期間が4年以上5年未満の場合 …… 約定利率×70%					
	(3) 解約手数料	いただきません。					
11. 苦情処理措置・紛争解決措置		・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等はお取引のある営業店または総務部にお申出ください。 【大阪協栄信用組合総務部】 受 付 日 ：月曜日～金曜日 （祝日及び金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話 ：06－6644－6101 所 在 地 ：〒542-0073 大阪市中央区日本橋2－9－18 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けい					

		ただくか、当組合ホームページ(https://osaka-kyoei.co.jp/)をご覧ください。 苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。 【大阪地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人　大阪府信用組合協会)】 受付日　:月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く） 受付時間:午前9時～午後5時　電　話　:06－6941－1441 所在地　:〒540-0026　大阪市中央区内本町2－3－9 【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】 受付日　:月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日は除く） 受付時間:午前9時～午後5時　電　話　:03－3567－2456 所在地　:〒104-0031　東京都中央区京橋1－9－5 ・紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06－6364－7644)、 東京弁護士会　紛争解決センター(電話:03－3581－0031)、 第一東京弁護士会　仲裁センター(電話:03－3595－8588)、 第二東京弁護士会　仲裁センター(電話:03－3581－2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや仲介センターへ申し出ることも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
11. その他参考となる事項		
	(1) 期限後利息	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。
	(3) 証書・通帳	証書を発行します。(通帳式のお取扱いはできません。)
	(4) 預金保険制度	預金保険の対象(定額保護)となります。
	(5) 取扱店舗	原則、郵送受付専用店舗くろもん支店限定のお取扱いとなります。

（令和 7 年2月 17 日現在）